

給湯器の点検商法にご注意ください!!

市内において、給湯器の訪問販売の相談が多発しています!!

【 相談内容 】

- ★「給湯器の点検時期なのでこの辺りを回っている。3, 4 日後に点検に行く」と電話があった。その後、事業者が訪問し、点検したところ「異常音が聞こえる。給湯器を交換したほうがよい」と言われ、考える間もなく、給湯器交換工事契約をしてしまった。
- ★「給湯器の点検でこの辺りを回っている」と電話があった。その業者が来訪したが、給湯器の交換を断った。しかし配管の交換を勧められ、市の指定業者と勘違いして契約してしまった。

【 アドバイス 】

- ・市役所の関連と思わせるような勧誘は、**契約前に消費生活センターにお問い合わせください。**
- ・契約を迫られても、その場で決めない！ **お金を絶対に払わない!**
- ・本当に必要な工事なのか、家族や知人に**相談しましょう!**
- ・工事をする場合は、**複数の業者から見積もりを取りましょう!**
- ・必要のない工事は、**きっぱりと断りましょう!**
- ・断り切れずに契約をしてしまった場合は、**※クーリング・オフ(契約解除)**ができます。 ※契約書面を受取ってから、8 日以内
- ・クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、**あきらめずに相談を!**

一人で悩まず、まずは、お電話を!!

《市の窓口》 藤枝市消費生活センター (受付時間: 平日 9 時~16 時)

電話 054-643-3305

《県の窓口》 中部県民生活センター (受付時間: 平日 9 時~16 時)

電話 054-202-6006

《国の窓口》 国民生活センター (受付時間: 土日・祝日 10 時~16 時)

電話 188